平成２９年（フ）第８３７４号
東京都三鷹市牟礼５丁目14―16―106
債務者　本多　拓美
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３７６号
東京都足立区千住関屋町12―６―305
債務者　鈴木　利哉
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３７７号
東京都豊島区目白２丁目５―23―1102
債務者　中西　敦子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３７８号
東京都江戸川区臨海町２丁目２―８―210
債務者　中山　雅子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３７９号
東京都品川区南大井３丁目15―８―605
債務者　河野恵二郎
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３８０号
埼玉県越谷市北越谷１丁目８―20―207
債務者　中山　一城
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３８３号
東京都足立区西新井本町３丁目６―12―102
債務者　荒川　侃子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３８６号
東京都江東区大島１丁目30―１―1102
債務者　鈴木　康太
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３８９号
東京都杉並区荻窪２丁目27―11　ベルシオン荻窪　２―C
債務者　石岡　良子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３９４号
東京都足立区青井２丁目３―15―302
債務者　太田　政子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３９６号
東京都足立区栗原４丁目22―11―302
債務者　駒木　千東
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４０２号
東京都八王子市大塚193―８―501
債務者　岡野　範子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９３号
静岡県焼津市小土497番地　梅原アパート、旧住所静岡県三島市長伏144番地の５　スルガビル202
債務者　小山　　潤
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３０号
静岡県焼津市西焼津29番地の２　オラシオンM203
債務者　松浦　宏実
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１３５号
東京都立川市西砂町２丁目58番地の４
債務者　後藤　明子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部